

# 太陽光発電設備を設置された方へ

## 【固定資産（償却資産）のお知らせ】

平成24年7月から、再生可能エネルギーで発電された電気を電力会社が一定の調達期間・調達価格で買い取ることを義務付けた「固定価格買取制度」が導入されました。

それに伴い家屋の屋根材として設置された建材型ソーラーパネルについては、家屋の課税対象となりますが、太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置した場合や地上等に設置した場合は、償却資産の課税対象となりますので、償却資産に該当する場合は申告して頂く必要があります。

固定資産税の太陽光発電設備の取り扱いについては、以下のとおりです。

### 課税対象について

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産となり、償却資産として申告の対象となります。
個人（個人事業主）	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となり、償却資産として申告の対象となります。
個人（住宅用）	住宅用太陽光発電設備を事業の用に供している場合は償却資産として申告の対象となります。発電出力 <u>10 キロワット以上の設備</u> は、売電事業用の資産となりますので申告が必要です。

### 【課税対象となる償却資産】

- ・ 太陽光パネル（家屋の屋根材の場合は除く）
- ・ 架台
- ・ 送電設備
- ・ 電力量計
- ・ パワーコンディショナー など



【太陽光発電システムの耐用年数】

太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は、**17年**となります。  
(耐用年数省令別表第2「31電気事業用設備」－「その他設備」－「主として金属製のもの」)

**申告提出書類**

【申告方法・提出書類】

- ・償却資産申告書
- ・再生可能エネルギー発電設備の認定書の写しまたは10キロワット以上の太陽光発電に係る設備認定通知書の写し
- ・電気事業者と締結している電力受給契約書の写し
- ・太陽光発電設備に係るリース契約書の写し（リース資産の場合）

等が必要です。

【お問い合わせ先】

〒707-8501 岡山県美作市栄町38-2

美作市市民部税務課 償却資産担当 電話：0868-72-0927